

公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

令和2年9月16日

鳥取市土地開発公社
理事長 羽場 恭一

1 工事の概要

- (1) 工 事 名 河原町総合運動場(仮称)造成工事
(2) 工事場所 鳥取市河原町三谷地内ほか
(3) 工事内容 本工事は、河原町総合運動場(仮称)造成工事の内、基盤整備工事を行うものである。
(4) 工事の概要、規模等

敷地造成工

土工	掘削工	$V = 14,900 \text{ m}^3$
	盛土工	$V = 12,200 \text{ m}^3$
	法面整形工	一式
	残土処理工	一式
コンクリート工	張コンクリート工	一式
法面工	植生シート	$A = 2,370 \text{ m}^2$
	客土吹付工	$A = 650 \text{ m}^2$
	かご工	一式
擁壁工	ブロック積工	$A = 734 \text{ m}^2$
排水構造物	プレキャストU型側溝	$L = 703 \text{ m}$
	自由勾配側溝	$L = 19 \text{ m}$
	小段排水工	$L = 73 \text{ m}$
	縦排水路	$L = 87 \text{ m}$
	コルゲートフリューム	$L = 42 \text{ m}$
	集水桝	$N = 26 \text{ 箇所}$
	地下排水工	一式
	盛土内排水工	一式

園路広場整備工

アスファルト舗装	場内通路等	$A = 334 \text{ m}^2$
アスファルト舗装	第1駐車場	$A = 744 \text{ m}^2$
碎石舗装	第2駐車場	$A = 572 \text{ m}^2$

管理施設整備工

転落防止柵	$L = 38 \text{ m}$
フェンス	$L = 529 \text{ m}$

グラウンド・コート舗装工

真砂土舗装	野球場	A = 7, 490 m ²
芝生舗装	グラウンドゴルフ場	A = 2, 050 m ²
構造物撤去工		一式

(5) 工 期 本契約締結の日から令和3年3月31日まで

(6) 予定価格 事後公表（落札者決定後）

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

(1) 共同企業体に関する要件

ア 共同企業体は、鳥取市内に本店を有する2又は3者による自主結成とする。

イ 各構成員の出資比率は、2者の場合は30%以上とし、3者の場合は20%以上とする。

ウ 代表者は、(2)及び(3)の資格を満たす者のうち、その出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者とし、その出資比率が同じ場合は構成員によって決定された者とする。

エ 各構成員は、本件入札において他の共同企業体の構成員となることができない。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する建設業（土木一式工事）の許可を受けている者であること。

ウ 3の(2)のアの技術資料等の提出期間の最終日において、建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び審査申請手続きについて（平成30年鳥取市告示第525号）に基づく土木一式工事（一般）の入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）を有する者であること。

エ 3の(2)のアの技術資料等の提出期間の最終日において、鳥取市建設工事入札参加資格者格付要綱（平成17年1月26日制定）に基づき、土木一式工事（一般）のA級に格付されている者であること。

オ この公告の日から追って通知する本件入札の日（以下「入札日」という。）までのいずれの日においても、鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱（昭和25年4月1日制定）又は鳥取市建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱（昭和60年5月24日制定）の規定に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者にあつては、当該申立てが行われた日以後の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査を受け、その結果に基づき、3の(2)のアの技術資料等の提出期間の最終日までに改めて入札参加資格を付与されていること。

キ 他の共同企業体の構成員との間に次に掲げるいずれかの関係を持つ者でないこと。

(ア) 資本関係 次のいずれかに該当する関係をいう。ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社（以下「子会社」という。）又は子会社の一方が、会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法の規定による再生手続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

- a 会社法第2条第4号に規定する親会社（以下「親会社」という。）と子会社の関係にある場合
 - b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (イ) 人的関係 次のいずれかに該当する関係をいう。
 - a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社の一方が更生会社等である場合を除く。
 - b 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
 - (ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる関係
 - (ア) 又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる関係をいう。
- (3) 共同企業体の代表者の資格
- ア 平成22年度以降に工事が完成し、引渡し完了している工事で、切り盛り土量2万 m³以上の土工事を元請として施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20%以上のものに限る。
 - イ 本件工事の施工期間中、次の基準を満たす監理技術者を専任で配置できる者であること。
 - (ア) 建設業法第27条第1項に規定する技術検定（建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3第1項の表の上欄に掲げる検定種目を土木施工管理とし、かつ、同条第2項に規定する区分を一級とするものに限る。）の合格証明書の交付を受けている者（以下「一級土木施工管理技士」という。）であること。
 - (イ) 当該代表者と直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、技術資料等の提出のあった日の3月以上前から継続しているものをいう。）にある者であること。
 - (ウ) 土木一式工事について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ、1の（5）の工期の期間中のいずれの日においてもその日の前5年以内に行われた同法第26条第4項の登録を受けた講習を受講している者であること。
- (4) 共同企業体の代表者以外の構成員の資格
- 本件工事の施工期間中、次の基準を満たす主任技術者を専任で配置できる者であること。
- ア (3)のイの（ア）に同じ。
 - イ 当該構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、技術資料等の提出のあった日の3月以上前から継続しているものをいう。）にある者であること。
- 3 技術資料等の作成及び提出
- (1) 技術資料等作成要領の交付
- 技術資料等作成要領は、鳥取市土地開発公社公式ウェブサイト([http:// tottori-kk.or.jp/](http://tottori-kk.or.jp/))からダウンロードによる。
- ア 交付期間
- この公告の日から令和2年9月30日までの日
- (2) 技術資料等の提出
- 本件入札に参加を希望する者は、技術資料等作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間

(1) のアに同じ。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。

イ 提出時間

午前9時から午後5時まで

ウ 提出場所

鳥取市西町二丁目311番地
鳥取市土地開発公社（鳥取市福祉文化会館内）

エ 提出方法

1部持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 設計図書を示す場所及び期間

本件工事に係る設計図書の閲覧は、次のとおり行う。また、設計図書データ(PDF)を希望する者は、USB接続メモリー持参の上、閲覧所設置のノートパソコンよりデータフォルダをコピーするものとする。

(1) 閲覧期間

令和2年9月16日から同年10月9日までの日（休日等を除く。）

(2) 閲覧時間

3の(2)のイに同じ。

(3) 閲覧場所

3の(2)のウに同じ。

5 設計図書に関する質問及び回答

(1) 設計図書に対する質問は、令和2年10月9日の午後5時までに鳥取市土地開発公社に書面にて行わなければならない。

(2) 前号の質問に対する回答は、令和2年10月12日の午後5時までに書面にて鳥取市土地開発公社において掲示するとともに、鳥取市土地開発公社公式ウェブサイトに掲載する。

6 入札

(1) 入札参加者は、本件工事の本工事費内訳書を入室時に提出しなければならない。提出しない場合は、この入札に参加することができない。

(2) この入札の予定価格は、落札者決定後に公表する。

(3) この入札は、低入札価格調査制度の対象であり、調査基準価格及び失格基準価格が設定されている。

(4) 落札者は、予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格で有効な入札をした他の者を

落札者とすることがある。

- (5) 調査基準価格を下回る入札（以下「低価格入札」という。）が行われた場合は、落札決定を保留とし、入札を終了する。
- (6) 低価格入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）は、入札後の事情聴取及び調査に協力するものとする。
- (7) 低価格入札者となった場合、低入札価格調査に必要な資料を提出する意思がある者は、低入札価格調査意向確認書を入札書と同時に提出すること。
- (8) 低価格入札者のうち、失格基準に該当した者を除いた者（以下「調査対象者」という。）は、改札日の翌日から起算して2日以内に、鳥取市建設工事低入札価格調査制度実施要領（平成11年9月14日制定）第10条第3項各号に掲げる資料（以下「資料」という。）を提出するものとする。
- (9) 資料を提出した調査対象者のうち、最低価格で入札を行った者に対し、低入札価格調査を行う。この場合において、複数の調査対象者があるときは、他の者についても並行して調査できるものとする。
- (10) 低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある場合は、調査を行った最低価格の入札者を落札者とししない場合がある。
- (11) 落札者は、低入札価格調査の調査後、決定することとする。なお、落札者等については、入札者全員に書面で通知する。
- (12) 低価格入札者が契約者となった場合、契約不適合の存続期間については、工事目的物の引渡しを受けた日から4年以内に延長し、契約保証金を請負代金の額の10分の3以上とする。
- (13) この入札は、低価格落札工事配置技術者増員制度の対象であり、増員基準価格が設定されている。
- (14) 増員基準価格を下回る価格で入札を行った低価格入札者は、改札日の翌日から起算して2日以内に追加技術者調書を提出し、一級土木施工管理技士を1名追加して専任で配置しなければならない。なお、追加技術者は現場代理人との兼務はできない。
- (15) 追加技術者調書に記載された者は、落札者となった共同企業体の構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、入札日の3月以上前から継続しているものをいう。）にある者でなければならない。

7 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取市土地開発公社（電話 0857-22-4742）とする。
- (2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されとは限らない。
- (3) 技術資料等の作成と提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。
- (5) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (6) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。ただし、本件契約の終了後において、透明性を確保するため公表することがある。